

注*本文書はあて先を欠くが暹羅国への咨である。

正統三年（一四三八） 月 日

1-40-23

琉球国王尚巴志より（爪哇国あてカ）、歩馬結制等を遣わし

て速やかな交易を請う咨（一四三八、□、□）

琉球国王尚巴志、見^{げん}に礼儀の事の為にす。

久しく聞くに、貴国は諸珍を産積し、華麗なる景致^{けいし}にして、君相は仁賢、国人は忠義にして以て遠人を寛柔するに及ぶ。是れを以て四海の遐邇、競趨^{きょうす}して来庭し、皆然^{けいぜん}として歓樂し大いに太平を享^{かう}すれば、誠に当に礼儀に合^あうべく馳賀を以てせん。此の為に特に正使歩馬結制等を遣わし、永字号海船一隻に坐駕し、礼物を齎^し捧し前詣して奉獻せしめて以て遠意を表す。万望むらくは海納せよ。永く四海一家を結び盟好を相い通せん。仍^{なほ}お希^{ねが}う、早^{すみ}やかに人船を寛恤し買売せしめ、風信に趕趁して時月に回国せしめよ。及び照らすに、以先の宣徳五年（一四三〇）、本国始めて遣使を行^い船を駕して礼を奉るに、珍賄を回惠し及び人船を恤するを感蒙し、俱^{とも}に安んじて国に到る外、理として合に通行し奏謝して知会すべし。今、奉獻の礼物を將て数目を後に開坐す。合行^{あさ}に移咨すべし。施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開^{ひら}す

注*本文書はあて先を欠くが爪哇国あての咨である。爪哇には文中

にあるように宣徳五年（一四三〇）初めて派船し〔四〇〇九〕、

また〔四〇二六〕の爪哇宛の咨に宣徳五年及び正統三年に遣使し

たむねの記事があることによる。

(1) 景致 風光、景色。

(2) 皆然 ことごとくそのように。

1-40-24

琉球国中山王より（暹羅国あてカ）、明泰等を遣わして速や

かな交易を請う咨（一四三八、一〇、四）

琉球国中山王、見^{げん}に礼儀の事の為にす。

照得するに本国は歴として世代より相い通じて音好す。毎^{つね}に懐うに海を隔つること遙かなりと雖も、逐歳遣使するを忘れず。切に先祖の深交を念^{おも}い、永く四海以て一家なるを堅くし、礼義を宏興し太平を慶享すれば、諸隣をして焉^{こゝ}を讚揚せしむるに庶^{ちか}からん。能く豈に美ならざらんや。専ら正使明泰・通事鄭智等を遣わし、永字号海船一隻に坐駕し礼物を齎捧し、貴国に前詣し奉獻せしめて以て芹誠を表す。收受すれば万幸なり。仍^{なほ}お煩^{わづ}わくは早^{すみ}やかに